

市職員の給与状況を公表します

公表します

市職員などに支給される給与は、国家公務員の給与制度に準じ、民間との比較やほかの地方公共団体の職員との均衡を考慮して、市の職員給与条例などで定められています。市民のみなさんに、市職員などの給与のあらましなどをお知らせします。

1 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には一般職員のほか、市長、副市長（助役）などの特別職の給与や市議会議員の報酬などが含まれています。

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 17年度の 人件費率
18年度	H19. 3. 31 23,376人	千円 9,798,269	千円 3,248,443	% 33.2	% 33.3

(注) 人件費には事業費支弁を含みます。

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

職員給与とは、人件費のうち一般職員に支給される給料諸手当をいいます。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
18年度	人 354	千円 1,367,599	千円 164,376	千円 562,705	千円 2,094,680	千円 5,917

(注) ①職員手当には、退職手当は含まれていません。
②職員数は平成18年4月1日現在の職員数です。

3 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(19年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
鳥羽市	316,547円	40.8歳	309,700円	48.1歳
三重県	354,760円	42.5歳	347,161円	46.0歳
国	325,724円	40.7歳	287,094円	48.8歳

4 職員の初任給の状況 (19年4月1日現在)

区分	鳥羽市	三重県	
	初任給	初任給	
一般行政職	大学卒	170,200円	176,800円
	高校卒	138,400円	142,800円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (19年4月1日現在)

職員の給料は、職務や学歴、経験年数によって決められます。

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	268,200円	297,900円	352,800円
	高校卒	220,400円	260,500円	297,900円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

6 手当の状況

扶養手当・住居手当・通勤手当・単身赴任手当

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当
内容(国の制度と同じ)	ア配偶者	13,000円	ア借家、借間居住者	月額 23,000円
	イ配偶者以外の扶養親族2人まで	6,000円	支給対象12,000円を超える額	距離加算最高 1,500km
	ただし配偶者のない場合	11,000円	最高支給額 27,000円	支給額 45,000円
	ウ扶養親族でない配偶者を有する場合1人目	6,500円	イ自宅居住者のうち新築または購入後5年間は2,500円	
	エそのほかの扶養親族	5,000円		
	なお、満16歳以上22歳までの子については	5,000円加算		
			ア交通機関利用者 全額支給限度額 支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の1か月当たりの運賃相当額 55,000円	
			イ交通用具利用者 2 km 以上 5 km 未満 2,000円 5 km 以上 10 km 未満 4,100円 10 km 以上 60 km 未満 距離区分に応じて 6,500円~23,600円 60 km 以上 24,500円	

時間外勤務手当（企業職員を除く）

18年度	総支給額	37,069,316円
	職員一人当たり支給年額	99,115円
17年度	総支給額	44,156,904円
	職員一人当たり支給年額	114,100円

そのほかの手当

管理職手当（課長級職員に支給）、地域手当、特勤手当などがあります。

特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康などの特殊な勤務に従事する職員に対し支給（8種類）
代表的な手当…ごみ処理に従事する職員の特殊勤務手当、消防・船舶職員の特殊勤務手当

7 期末・勤勉手当、退職手当の状況

期末・勤勉手当	(19年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.4月分 (1.2)	0.725月分 (0.925)
	12月期	1.6月分 (1.4)	0.725月分 (0.925)
	計	3.0月分 (2.6)	1.45月分 (1.85)
		※()内は管理職	
	職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり		
退職手当	(19年度支給率)		
		自己都合	勲奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	そのほかの加算措置		
定年前早期退職特例措置(年齢により)2%~20%加算			
一人当たり平均支給額(18年度)			
	自己都合	14,456千円	
	勲奨・定年	26,133千円	

8 特別職の報酬などの状況 (19年4月1日現在)

区分		給料月額など	
給料	市長	890,000円	
	副市長	688,000円	
報酬	議長	445,000円	
	副議長	377,000円	
	議員	337,000円	
期末手当	(19年度支給割合)		
	市長	6月期	2.125月分
		12月期	2.325月分
		計	4.45月分
職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり			
副市長	(19年度支給割合)		
	議長	6月期	1.825月分
		12月期	2.075月分
		計	3.9月分
職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり			

9 定員の状況

部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数		主な増減理由
		平成18年	平成19年	平成18年	平成19年	
一般行政部門	議会	4	4	△2		
	総務企画	59	53	△4	△6	事務の統廃合
	税務	21	19	3	△2	事務の統廃合
	民生	94	94	△5		
	衛生	49	47	△2	△2	事務の統廃合
	労働	-	-			
	農林水産	15	13	△1	△2	事務の統廃合
	商工	8	8	1		
	土木	22	25	△1	3	志摩建設事務所へ派遣、財政課より国土調査係の異動
	小計	272	263	△11	△9	
政特別部門	教育	43	42	△4	△1	神島中学校調理業務の民間委託
	消防	40	40			
小計	83	82	△4	△1		
普通会計	計	355	345	△15	△10	
会計部門等	水道	18	17		△1	調定業務の民間委託
	交通	36	36			
	下水道	2	2			
	その他	13	12	2	△1	事務の統廃合
小計	69	67	2	△2		
合計		424	412	△13	△12	

(注) 職員数は一般職(教育長を含む)に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

10 集中改革プランにおける職員定数適正化計画の目標

平成17年度から平成21年度までの5年間に職員数を41人(9.4%)削減する。

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職 員 数	436	423	411	408	400	395
対前年増減数		△13	△12	△3	△8	△5

※17年度からの職員削減数は25人(△6.0%)。

11 職員の採用状況(平成19年度)

職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職者数を考慮して行っています。

平成19年4月1日の新規採用職員の状況は表のとおりです。

区 分	競争試験
一 般 事 務 職	7人
消 防 職	1人
技 術 職 (土 木)	2人
合 計	10人

13 勤務時間

原則週休2日制、週40時間勤務で、1日の勤務時間は8時30分から17時15分までです。

市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務とするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

15 分限処分の状況(平成18年度)

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

その種類として、免職および休職があります。平成18年度の分限処分の状況は表のとおりです。

区 分	免 職	休 職	合 計
市 長 部 局		4人	4人
消 防		1人	1人
教育委員会		2人	2人
合 計		7人	7人

12 職員の退職数(平成18年度)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職など	合 計
市 長 部 局	4人	14人	4人	22人
教育委員会		1人	2人	3人
消 防				
合 計	4人	15人	6人	25人

14 休暇制度

休暇には大きく次の四つがあります。

- ①年次有給休暇…1年(暦年)当たり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇…病気療養に必要な期間(90日以内)について有給で与えられます。
- ③特別休暇…特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、ボランティア休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇…配偶者などの介護が必要な期間(連続する6か月以内)について無給で与えられます。

16 懲戒処分の状況(平成18年度)

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務などに違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。

その種類として、免職、停職、減給、戒告があります。

市民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処していきます。

平成18年度の懲戒処分の状況は表のとおりです。

区 分	停 職	減 給	合 計
市 長 部 局	1人	1人	2人
合 計	1人	1人	2人